

# 旧殿食材供給施設利活用事業に係る 公募型プロポーザル実施要領

2026年1月

豊岡市

# 目 次

1	目的	1
2	プロポーザル概要	1
3	譲渡条件	2
4	実施形式	2
5	応募資格等	2
6	募集内容	4
7	現地見学について	7
8	企画提案書等の提出	7
9	審査概要	8
10	日程（予定）	9
11	審査基準	10
12	情報公開	11
13	失格事項	11
14	契約	11
15	その他留意事項	13
16	問合せ先	13

# 旧殿食材供給施設利活用事業に係る公募型プロポーザル実施要領

## 1 目的

この要領は、旧殿食材供給施設に係る契約候補者選定について必要な事項を定めるものとする。

## 2 プロポーザル概要

### (1) 件名

旧殿食材供給施設利活用事業

### (2) 実施経過

旧殿食材供給施設は、地域における農業者の就業の場を確保し、地域の活性化を図るために農業用施設として 2005 年に設置されましたが、設備の老朽化のほか、地域農業者の高齢化や担い手の不足等により施設運営を継続することが難しくなり、2025 年 3 月 31 日をもって用途を廃止しました。

施設の取り扱いといったしましては、地域の要望と市有財産の有効活用等を踏まえ、民間事業者等へ売却することとしました。

売却に係る候補者の選定については、施設の利活用による地域の農林産物の提供や地域活性化等に対する配慮が必要であり、価格のみによる競争入札には適さないと認められます。

ついては、民間事業者の専門性、技術力、企画力及び創造性、実績等を勘案したうえで、総合的な見地から優れた事業者を公募するものです。

### (3) 対象物件の概要

所在地	豊岡市日高町殿 810 番地
土地面積	公簿面積 2,078 m <sup>2</sup>
建 物	食材供給施設 構 造：木造瓦葺平家建 延床面積：250.49 m <sup>2</sup> 建 築 年：2005 年 飲食コーナー、厨房、麺打ち場、原料貯蔵庫、製粉室、農産物販売コーナー、事務室、トイレ等
	穀類等乾燥調製貯蔵施設 構 造：木造瓦葺平家建 延床面積：61.12 m <sup>2</sup> 建 築 年：2005 年 倉庫〔乾燥機、プレハブ冷蔵庫 2 基（内、1 基故障）〕

土地建物の 権利状況	土地：私有地 建物：市所有 ※ 土地は私有地であり、譲渡対象には含まれません。土地所有者と別途、土地の購入又は賃貸借契約を行う必要があります。
法令による制限	農業振興地域内（農業用施設用地）
防災関連指定	土砂災害警戒区域内（土石流）
その他	建物登記はされていません。 上水道・下水道は引き込み済みです。 上水道加入金は不要です（水道メータ一口径 25 mm以内を使用する場合に限る）。 ガスは、プロパンガス利用となります。 接道している市道及び敷地内の除雪は市では行いません。

### 3 謙渡条件

- (1) 謙渡対象は、2-(3)に記載の食材供給施設及び穀類等乾燥調製貯蔵施設並びに附属設備（敷地内の市所有備品含む）です。以下、「物件」という。
- (2) 物件の最低売却価格は、4,100,000 円（消費税別）以上とします。
- (3) 物件は、現況有姿のまま引き渡すものとし、引き渡し後において、市は一切の契約不適合責任を負わないものとします。
- (4) 物件に含まれる建物、工作物及び建物に付帯する諸設備等が現状のまま引き渡されることを十分に理解し、これを使用する場合において必要となる修繕や整備、安全性の確保については、自らの負担と責任において行うものとします。
- (5) 物件の譲渡契約にあたり、別途、土地所有者と土地の購入又は賃貸借契約を行うこと。  
※ 土地の賃貸借を行う場合、土地の所有者との賃貸者契約期間が終了したときは、本物件を解体撤去してから所有者へ土地を返還する旨を明記することとします。
- (6) 農業振興地域の整備に関する法律（昭和 44 年法律第 58 号）第 3 条第 4 号に規定される土地用途で利活用すること。

### 4 実施形式

公募型プロポーザル方式による

### 5 応募資格等

プロポーザルに応募できる者は、次に掲げる事項を満たす者とします。

- (1) 豊岡市指名停止基準（平成 17 年豊岡市制定）による指名停止を受けていないこと。
- (2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しないこと。
- (3) 破産法（平成 16 年法律第 75 号）の規定により破産の申立てがなされていないこと。
- (4) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続き開始の申立てをしていないこと又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続き開始の申立てをしていないこと。ただし、会社更生法の規定による更生計画又は民事再生法の規定による再生計画について、裁判所の認可決定を受けた者を除く。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に定める暴力団、又は同条第 6 号に定める暴力団員に該当していないこと。
- (6) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成 11 年法律第 147 号）の適用を受ける団体若しくはこの団体に属している者及びこれらの者と取引のある者でないこと。
- (7) 国税及び地方税を滞納していないこと。
- (8) 豊岡市の行った普通財産の売払いに関し、次の各号のいずれかに該当するものは、当該事実があった日から 2 年間は応募できない。
  - ア 競争入札において、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
  - イ 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者
  - ウ 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
  - エ 前各号の一に該当する事実があった後 2 年を経過しない者を契約の履行にあたり代理人、支配人その他の使用人として使用した者
- (9) 応募できる者は、現に営農を行っている個人又は農地所有適格法人とします。複数の者が共同して応募することも可能とします。また、その場合は、共同申請者等の中から代表者を設定し、代表者が窓口になることとします。（共同事業体）  
なお、共同で応募する場合は、各構成員が上記(1)から(8)の要件をそれぞれ満たさなければならないものとします。
- (10) 対象物件を、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条第 1 項に定める風俗営業、同条第 5 項に定める性風俗関連特殊営業、その他これらに類する営業の用途に供しようとする者でないこと。

- (11) 対象物件を、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に定める一般廃棄物処理業、産業廃棄物処理業及び特別管理産業廃棄物処理業の事業の用途に供しようとする者でないこと。

## 6 募集内容

### (1) 募集方法

市ホームページ等を通じて募集

### (2) 応募方法

プロポーザルに応募する者は、必要書類を次のとおり提出すること。

#### ア 提出書類

(ア) 応募申込書（様式1） 1部

(イ) 応募者の構成調書（様式1の2） 1部（共同による申請の場合）

(ウ) 応募者概要書（様式2） 1部

(エ) 誓約書（様式3） 1部

(オ) 定款、又はこれに相当する書類（個人の場合は不要）

(カ) 個人の場合は、当該個人の住民票

法人の場合は、法人・商業登記簿謄本、若しくは登記事項証明書（履歴事項全部証明書）

※ 3箇月以内に発行されたもの

#### (キ) 決算書類

（貸借対照表、損益計算書、キャッシュフロー計算書）過去3期分

※ 個人の場合、決算書類は不要ですが、個人事業主として事業所得の申告を行っている場合は、確定申告書の写し及び収支内訳書等の付属書類過去3年分

#### (ク) 営農していることが分かる書類

・農業委員会発行の耕作面積証明（豊岡市外の耕作地の場合は、当該地の農業委員会発行の証明）

※ 3箇月以内に発行されたもの

・「令和7年度産水稻生産実施計画書及び営農計画書」の写し

※ 家族経営の場合で応募者と書類名義が違う場合は、6-(2)-ア-(カ)の住民票については、同一世帯員あることが確認できるように取得してください。

※ 畑地、畜産、酪農、園芸等が主の場合で営農計画書の写しが提出できない場合は出荷販売等わかる書類の写しを提出すること。

#### (ケ) 税の滞納がないことの証明書等

※ 納税証明書は3ヶ月以内に発行されたもの

<個人>

- ① 豊岡市に納税があり、個人事業主等で所得税等の申告をしている場合
  - ・豊岡市税の調査に関する同意書（様式4）
  - ・「申告所得税及復興特別所得税」及び「消費税及地方消費税」について未納税額のない納税証明書〔その3の2〕=所管税務署発行
- ② 豊岡市に納税があり、所得税等の申告がない場合
  - ・豊岡市税の調査に関する同意書（様式4）
- ③ 豊岡市に納税がなく、個人事業主等で所得税等の申告をしている場合
  - ・居住市町村の市町村税の完納を証する証明書（滞納のない証明）
  - ・「申告所得税及復興特別所得税」及び「消費税及地方消費税」について未納税額のない納税証明書〔その3の2〕=所管税務署発行
- ④ 豊岡市に納税がなく、所得税等の申告もない場合
  - ・居住市町村の市町村税の完納を証する証明書（滞納のない証明）

<法人>

- ① 豊岡市に納税がある場合
  - ・豊岡市税の調査に関する同意書（様式4）
  - ・「法人税」及び「消費税及地方消費税」について未納税額のない納税証明書〔その3の3〕=所管税務署発行
- ② 豊岡市に納税がない場合
  - ・「法人税」及び「消費税及地方消費税」について未納税額のない納税証明書〔その3の3〕=所管税務署発行

※ 複数の者が共同して応募する場合は、上記の(ウ)から(ケ)については共同事業体構成者全員分を提出してください。

イ 提出方法

持参又は郵送（郵送の場合、配達を証明できるものに限る。必着）

(3) 応募期限及び受付時間

ア 提出期限

2026年2月19日（木）午後4時30分まで

イ 提出先

豊岡市 日高振興局 地域振興課（豊岡市役所日高庁舎1階）

〒669-5391 兵庫県豊岡市日高町祢布920番地

T E L : (0796) 21-9056

電子メール : hidaka-chiiki@city.toyooka.lg.jp

ウ 受付時間

持参の場合は、閉庁日を除く午前9時から午後4時30分まで（ただし、開庁日であっても、正午から午後1時までを除く）

#### (4) 応募に係る質疑・回答の実施

実施要領等の内容に対する質問がある場合は、質問書（様式5）を次のとおり提出してください。なお、電話、FAX又は口頭等による質問は受け付けません。

ア 提出期限 2026年2月6日（金）午後4時30分まで

イ 提出先 6(3)イに同じ。

ウ 提出方法 電子メール（提出先：hidaka-chiiki@city.toyooka.lg.jp）

なお、当該業務の質問書であること及び質問者を把握しやすくするため、電子メールの件名は次のとおりとします。

「旧殿食材供給施設利活用事業に係る公募型プロポーザル質問書（□□）  
(□□は会社等の名称又は略称)

エ 質疑回答日 2026年2月12日（木）

オ 回答の方法

質疑内容とその回答を市ホームページ（本件の募集ページ）に掲載します。

なお、本業務の応募に必要と判断される質疑のみ受け付けるものとします。

#### (5) 応募資格審査

応募者について、前記5に規定する応募資格の有無を審査します。

ア 応募資格審査結果の通知

全応募者に対し、応募資格の審査結果を2026年2月25日（水）までに電子メールにて通知します。

イ 応募資格審査結果に関する質問

（ア） 応募資格の審査の結果、応募資格を有しないとされた応募者は、その理由について、市に説明を求めることができます。

（イ） （ア）の説明を求めようとする応募者は、2026年3月2日（月）午後4時30分まで（必着）に、市に電子メール又は書面（直接持参又は郵送）により、説明を求めてください。

（ウ） 市は、2026年3月6日（金）までに（イ）の質問に対する回答をします。

#### (6) 辞退届の提出

応募申込後にプロポーザルを辞退する者は、辞退届を次のとおり提出すること。なお、この場合でも、本業務以外の業務において不利益を被ることはありません。

ア 提出期限 2026年3月13日（金）午後4時30分まで

イ 提出先 6(3)イに同じ。

ウ 提出方法 電子メール、持参又は郵送（郵送の場合、配達を証明できるものに限る。必着）

エ 提出書類 辞退届（様式6） 1部

## 7 現地見学について

見学会は予定しておりません。プロポーザルに応募しようとする者は、必要に応じて独自に外周、外観について見学を実施できるものとします。

施設内部の見学を希望する場合は、2026年2月6日までに電子メール（6(3)イ参照）で連絡してください。2026年1月9日から2026年2月12日まで（閉庁日を除く）の間に、個別に対応いたします。ただし、日時等要望に沿えない場合があります。（現在、施設の電気、ガス、水道は使用できません。）

## 8 企画提案書等の提出

応募者は、企画提案書等を次のとおり提出してください。

- (1) 提出期限 2026年3月13日（金）午後4時30分まで
- (2) 提出先 6(3)イに同じ。
- (3) 提出方法 電子メール、持参又は郵送（郵送の場合、配達を証明できるものに限る。必着）
- (4) 提出書類及び提出部数

ア 旧殿食材供給施設買受希望価格書（様式7） 原本1部

イ 企画提案書 原本1部

※ 企画提案書一式は、可能であればPDFデータ等の電子データでの提出をお願いします。（電子データはCD又は電子メールにて提出ください。）

企画提案書の基本体裁は、A4判、縦型、左綴じ、20ページ以内、ページ番号を付番してください。様式は任意ですが、次の項目に関する計画内容が書類で確認できるものを提出してください。

### (ア) 提案の趣旨

利活用に係る基本理念・方針、コンセプト、地域間交流や地域連携等を記載する。

### (イ) 計画の概要

事業内容、運営規模、施設利用レイアウト、開設までのスケジュール等

### (ウ) 事業の運営体制

運営形態（営業時間、休日等）、人員配置（配置職種、人数等）、雇用方針（必要人員の確保方法等）

### (エ) 事業の収支計画書及び資金調達計画書（3年間）

### (オ) 企画提案に際して考慮した事柄

地域住民との交流や連携等で、具体的に考えているものを記載してください。

### (カ) 業務経歴書（応募者の過去3年間の業績や事業内容、事業実績等）

- (キ) 土地利活用計画図（土地の活用内容の分かるレイアウト図）
- (ク) 建物利活用図（建物の活用内容の分かるレイアウト図）

## 9 審査概要

### (1) 審査委員会

「旧殿食材供給施設利活用事業契約候補者選定委員会（以下「委員会」という。）」を設置し、企画提案書類等の審査を行います。

### (2) 審査方法

#### ア 評価

「旧殿食材供給施設利活用事業契約候補者選定委員（以下「委員」という。）」は、提出された企画提案書等の確認及び応募者からのプレゼンテーション、ヒアリングを行い、別に定める審査項目及び配点等に基づき、企画提案内容を総合的に評価します。

イ 応募者の評価は加点方式により行います。

ウ プrezentationについて

#### (ア) 開催日

2026年3月25日（水）予定

※ 本市の都合により日程を変更する場合があります。

#### (イ) 開催場所

豊岡市役所 6階会議室（予定）

#### (ウ) 出席者

応募1件につき、3人以内とします。

#### (エ) 説明事項

プレゼンテーションでは、企画提案書に記載されている内容の範囲内で説明を行うこと。

#### (オ) プrezentation時間・機材等

プレゼンテーション20分、ヒアリング20分程度を予定しています。

プレゼンテーションに必要な機器（大型モニター、HDMI ケーブル）は市が用意します。ただし、機器を使用する場合、接続可能なパソコンは応募者で用意してください。

#### (キ) その他

プレゼンテーションを欠席した場合は失格とし、審査及び選定の対象としません。

#### エ 選定

別に定める審査基準に基づき、各委員の評価によって審査し、出席委員の平均評価点が評価点数の満点を100点に換算して60点以上である場合に契

約候補者及び次点者を選定します。なお、合計点が同じ場合は、出席委員の多数決で決定し、可否同数の時は、委員長が決定します。

※ 出席委員の平均評価点が評価点数の満点を 100 点に換算して 60 点未満の場合は、最高評価点を獲得しても契約候補者としません。

#### オ 審査結果

審査結果は、審査参加者全てに 2026 年 3 月 31 日（予定）までに電子メールで通知するとともに市ホームページで公表します。

#### 10 日程（予定）

公告	2026 年 1 月 9 日
質問受付締切	2026 年 2 月 6 日午後 4 時 30 分まで
質問回答	2026 年 2 月 12 日
応募受付締切	2026 年 2 月 19 日午後 4 時 30 分まで
企画提案書等受付締切	2026 年 3 月 13 日午後 4 時 30 分まで
審査	2026 年 3 月 25 日
結果通知	2026 年 3 月 31 日
契約締結	2026 年 4 月（予定）

## 11 審査基準

本プロポーザルは、以下の基準に基づき審査します。

審査項目	評価の視点	配点
活用計画等 (40点)	・事業計画に具体性があり、実現可能なものであるか。また、事業リスクが適切に想定され、抑制策及び対応策（事故防止、情報管理、法令遵守、危機管理）の具体的な提案があるか。	10
	・周辺環境との相乗効果が期待できる提案であるか。また、地域特性を理解し、地域振興に資する効果的な活用が期待できるか。	10
	・地域住民や市内事業者と連携・協働し、地域経済への波及効果を期待できる提案か。	10
	・施設の活用方針が農林産業について配慮されているか。また、農林産業に及ぼす効果について具体的に提案されているか。	10
能力・体制・人材等 (30点)	・企画提案の遂行に必要なノウハウを有しているか。提案した内容について事業実績があるか。	10
	・事業を円滑かつ継続的に実施する体制が構築されているか。	10
	・事業スケジュールが具体的かつ実現可能なものとして確立しているか。	10
事業継続性・経営基盤等 (20点)	・事業を実施する十分な資金力があるか。 (開業までの経費、運営経費などの資金調達方法や収入支出に関する前提条件などが明確にされ、事業計画と必要経費なども的確に見込んだ具体的な収支計画、事業者の資力が示されているか。)	10
	・事業の継続性が見込まれるか。(計画が短期的なものではなく、長期的な提案となっているか。)	10
買受希望価格 (10点)	・配点×（当該者の買受希望価格÷最高買受希望価格） ・得点に端数が生じる場合は、小数点以下切り捨て	10
合 計		100

※ 買受希望価格についての得点は、評価の視点に記載の計算式による。ただし、全ての参加者の提案価格が同額となった場合及び本プロポーザルへの参加が1者の場合は、10点とします。

## 12 情報公開

豊岡市情報公開条例（平成17年豊岡市条例第7号）に基づき、本プロポーザル実施に関する情報について、情報公開するものとします。ただし、同条例第7条第2号（法人その他の団体に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報で、公にすることにより事業者等の事業活動上の正当な利益を害する情報）に該当するものについては、非公開とします。

## 13 失格事項

契約締結までに次に掲げる事項に該当することが判明した応募者は失格とし、当該応募者を契約候補者として選定しません。なお、失格事項に該当した応募者は、判明した時点以降の本プロポーザル手続きに参加できません。

- (1) 契約締結までに応募資格を満たさなくなったもの。
- (2) 必要書類が提出期限後に到着した場合。ただし、勘案すべき正当な理由があった場合はこの限りではありません。
- (3) 提出書類に不備がある場合。ただし、誤字、脱字等の軽微な不備がある場合に限り、市が別途期限を定めて補正を認める場合があります。
- (4) 書類等の提出、回答、報告等、市が必要と認める事項を正当な理由なく拒否した場合
- (5) 提出した書類等に虚偽の記載があった場合
- (6) 談合その他の不正行為、審査の透明性及び公平性を害する行為、公平かつ適正な事務手続を妨害する行為等と市が判断した場合

## 14 契約

### (1) 手続の進め方

ア 選定委員会が選定した契約候補者を買受者とします。ただし、契約候補者に事故等があり売却が不可能となった場合は、次点者を買受者とします。

イ 契約候補者選定後、随意契約に係る協議を行い、協議が整い次第、速やかに随意契約の手続きを行うものとします。

※ 契約候補者の選定をもって契約候補者の企画提案書等に記載された全ての内容を承認するものではありません。市は、契約候補者選定後、契約候補者と事業内容等の詳細について協議し、必要な範囲内において企画提案書の項目の追加・変更又は削除を行ったうえで契約できるものとします。

### (2) 売買契約の手続き

ア 売買契約締結日に、契約保証金として売買代金の1割を市に納付していただきます。

イ 売買契約の名義人は「買受者（応募者）名」となります。また、複数の者が共同して応募した場合は「応募者全員」が共有名義人となります。

ウ 売買契約を締結する際には、印鑑証明書、印鑑登録印、代表者事項証明書（法人の場合）、住民票（個人の場合）が必要です。

エ 売買契約に必要な費用（収入印紙等）は買受者の負担となります。

オ 売買代金の納付

買受者は、市と売買契約締結後2箇月以内に残りの売買代金（契約保証金との差額）を市に納付していただきます。

カ 所有権移転・対象物件の引渡し

(ア) 契約された対象物件（付属する建物を含む）の所有権は、売買代金の全額が納入されたときに市から買受者に移転します。

(イ) 引渡しは、所有権の移転完了と同時に、現状有姿で行います。

キ 危険負担

買受者は売買契約締結のときから対象物件の引渡しの日までにおいて、対象物件が天災地変その他の市又は買受者のいずれの責に帰すことのできない事由により滅失し、又は毀損した場合は、契約を解除することができます。

### (3) 契約の特記事項

買受者と締結する契約においては、次の特記事項を記載します。

ア 事業の実施にあたっては、提案内容を遵守すること。

イ 契約締結後の対象物件の利用にあたっては、関係法令や条例を遵守すること。

ウ 建物、工作物等の整備、改修にあたっては、計画内容等の地元説明、近隣住民との協議を、自らの責任及び負担で行うこと。

エ 契約の締結日から原則1年以内に提案事業に着手し、2年を経過する日までに、提案した事業用途の利用に供すること。

オ 契約締結日から10年間は、市が承認した場合を除き、原則として提案事業の用途以外への転用を禁止すること。

カ 売買契約にあっては、本契約締結日から10年間は、市が承認した場合を除き、原則として、所有権移転又は権利設定を禁止すること。

キ 契約締結日から10年間は、市の求めに応じて、報告及び協議に応じること。

ク 売買契約にあっては、買受者が契約義務に違反した場合における買受者の違約金支払義務を規定すること。

※ 上記オ、カに違反した場合⇒違約金（売買代金相当額の30%）

※ 上記エに違反した場合⇒違約金（売買代金相当額の10%）

コ 買受者が契約に定める事項に違反した場合には、契約を解除することがで

きること。

サ 契約解除を行う場合、原則として、買受者は自らの負担によって本件対象物件を原状に回復すること。

シ 買受者は、契約締結の後、対象物件について種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないことを発見したとしても、目的物の修補又は代替物若しくは不足分の引渡しによる履行の追完の請求、既払いの売買代金の返還若しくは減免、又は損害賠償の請求をすることができないものとすること。

(4) 買受者の責務、売却条件等

ア 企画提案した事業スケジュールを遵守すること。

イ 跡地施設利用に工事が伴う場合、工事着手前並びに工事中においては、景観等に配慮した環境美化に努めること。

ウ 提案事業の実施にあたって、開発許可申請の手続きによる変更等、やむを得ない事情により、選考された提案内容を変更する場合には、事前に文書により市に申請し、承認を得ること。ただし、本募集の趣旨に反する変更は認めません。

エ 道路、上下水道、電気、ガス、通信等の施設について、それらの事業者と調整し、買受者自らの責任及び負担で行ってください。

オ 買受にあたり、別途、土地所有者と土地の購入又は賃貸借契約を行い、契約締結を確認できる書類を市へ提出すること。

(5) 契約書

契約書は、市が準備するものを使用するものとします。

## 15 その他留意事項

- (1) 本プロポーザルの応募に要する費用はすべて応募者の負担とします。
- (2) 提出された企画提案書等は返却しません。市の公文書として組織内で複写・配付を行う場合があります。
- (3) 企画提案書等の著作権は応募者に帰属しますが、公文書公開等の必要性から、提出書類の内容を公表する場合があります。
- (4) 業務上知り得た情報を他に漏らすことはできません。
- (5) 企画提案書の提出は、1応募者につき1案とします。
- (6) 応募者の名前等は公表しません。ただし、契約候補者となった者については公表します。
- (7) 審査及び選定の結果に対する質問又は異議は、受け付けません。

## 16 問合せ先

豊岡市 日高振興局 地域振興課（豊岡市役所日高庁舎1階）

〒669-5391 兵庫県豊岡市日高町祢布 920 番地

T E L : (0796) 21-9056

電子メール : hidaka-chiiki@city.toyooka.lg.jp